

箕面市いじめ重大事態の発生件数についての分析

1 いじめ重大事態の判断基準

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（1号事案）

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（2号事案）

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

※不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）ことをいう。」

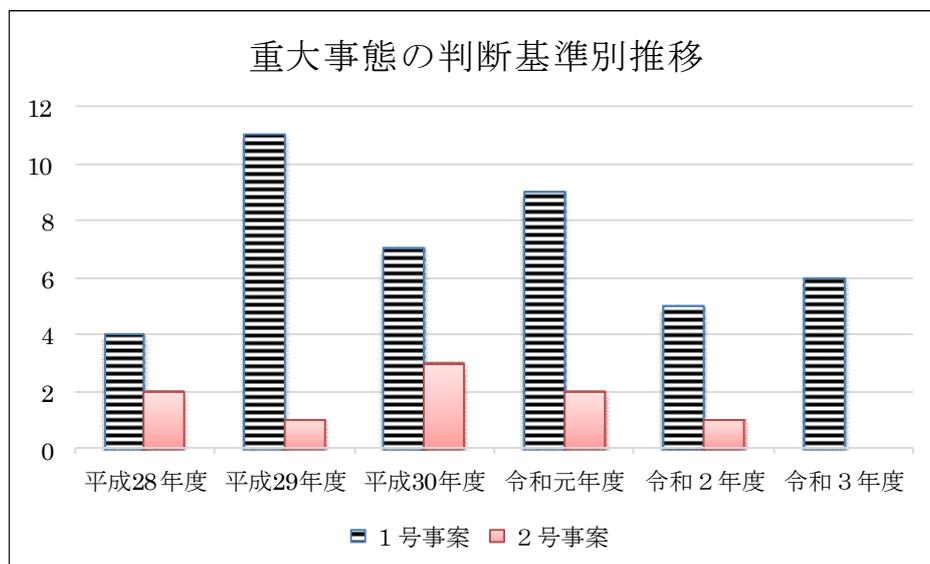
○ その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

2 重大事態の発生件数の推移について

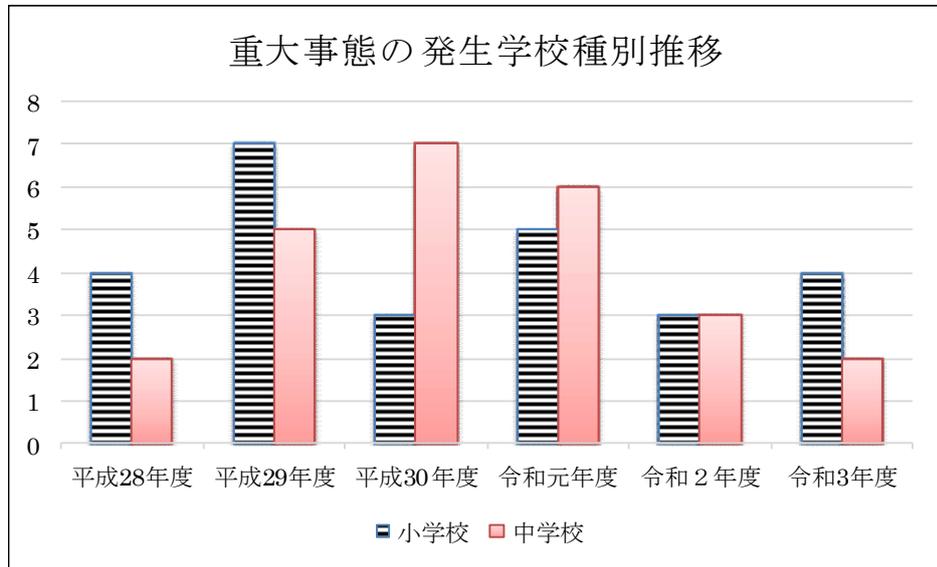
(1) 重大事態の判断基準別推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1号事案	4	11	7	9	5	6
2号事案	2	1	3	2	1	0
合計	6	12	10	11	6	6



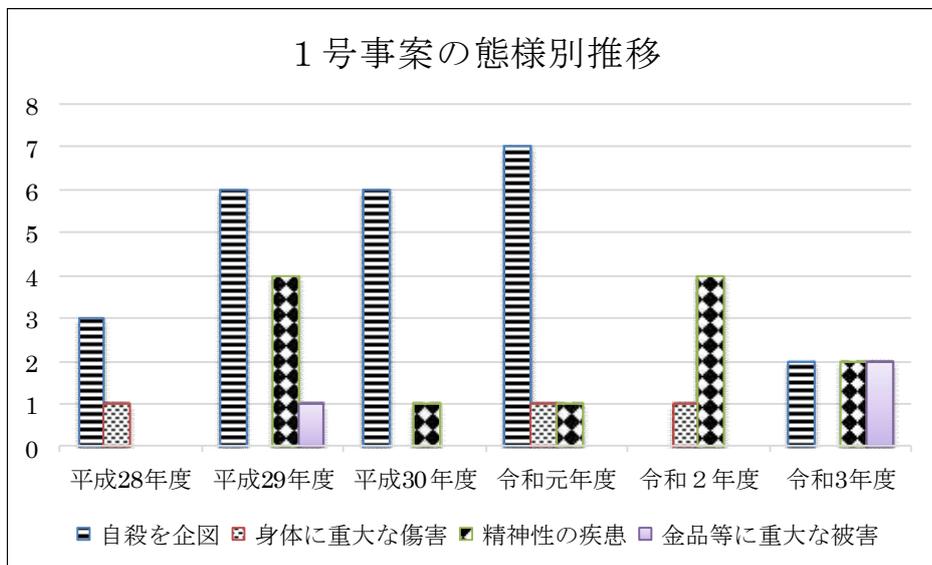
(2) 重大事態の発生学校種別推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	4	7	3	5	3	4
中学校	2	5	7	6	3	2
合計	1	12	10	11	6	6



(3) 重大事態 1 号事案の重大な事態の態様別推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童生徒が自殺を企図した場合	3	6	6	7	0	2
身体に重大な傷害を負った場合	1	0	0	1	1	0
精神性の疾患を発症した場合	0	4	1	1	4	2
金品等に重大な被害を被った場合	0	1	0	0	0	2
合計	4	11	7	9	5	6



3 令和3年度に発生したいじめ重大事態について

- ・令和3年度の傾向としては、前年度から辛い思いをしており、学校が対応中に自死をほのめかす事案が2件発生した。ともにいじめ事案が発生してから数ヶ月経過していたが学校が認知できていなかったが、新しい学年にあがり児童生徒がSOSを発信することができた。
- ・今後、いじめ重大事態をさらに重篤化させないこと、いじめ重大事態とならないような未然防止に力を入れ、積極的認知、子どもが相談しやすい環境づくり、学年間及び小中間の引継ぎを徹底していく。